

# 与論町議会基本条例

平成23年6月24日  
条例第13号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）
- 第3章 町民と議会の関係（第4条）
- 第4章 執行機関と議会の関係（第5条—第8条）
- 第5章 自由討議の拡大（第9条）
- 第6章 議会改革の推進（第10条・第11条）
- 第7章 議会・議会事務局の体制整備（第12条—第17条）
- 第8章 議員の身分・待遇・政治倫理（第18条—第20条）
- 第9章 最高規範性及び見直し手続（第21条—第23条）

### 附則

与論町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される与論町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた与論町長（以下「町長」という。）とともに、与論町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、共に町民の負託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、与論町としての意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっている。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に発揮し、自由かつ達な討議を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。

我々は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）の規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長その他の執行機関との持続的な緊張関係の保持、議員の資質向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例の規定を遵守し、実践することにより、町民に信頼される、存在感のある議会を築こうとするものである。

このような議会の責務を果たすとともに、議会の在り方を実現するために本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民の代表機関である議会の運営に関する基本事項を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、与論町の持続的な町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会・議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が議員、町長、町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のために活動する。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政全般の課題について、町民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の資質向上に努め、町民の負託に応えなければならない。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

## 第3章 町民と議会の関係

### (町民参加、町民との連携及び議会報告会の開催)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じてこれらの提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策能力を強化し、政策提案の拡大を図るため、町民等から意見を聴く場を設けるものとする。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

6 議会は、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催し、町民の意見を聴取して、議会運営の改善を図るとともに、町民福祉の向上に資するものとする。

## 第4章 執行機関と議会の関係

### (町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式

で行う。

- 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の必要性を訴えるとともに、その水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係のある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

- 2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事件)

第8条 法律第96条第2項に規定する議会の議決事件については、次のとおりとする。

- (1) 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画
- (2) 与論町住宅マスタープラン
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (4) 次世代育成支援行動計画

#### 第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識して、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 第6章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第10条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第11条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、地方分権の時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第7章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び意見交換会の開催)

第12条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、法律により活動が規定されている常任委員会、特別委員会等の制約を超えて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、町民との意見交換会を開催するものとする。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、町政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の充実、公開)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するなど、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の身分・待遇・政治倫理

(議員定数)

第 18 条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員の政治倫理)

第 20 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第 9 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 21 条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第 22 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第 23 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。